

岩手県告示第152号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第10条第1項の規定により、同条例第5条第1項の規定による次の届出について意見を有しない旨通知した。

平成30年2月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社カガヤ及び株式会社サンデー
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）矢幅駅西口ショッピングセンター 紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割300番
- 3 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成30年2月23日から同年3月23日まで
 - （2） 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域興局経営企画部並びに盛岡市役所、雫石町役場、紫波町役場及び矢巾町役場